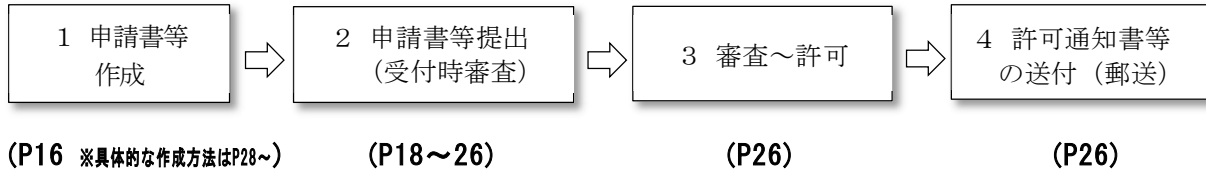


第2章 建設業許可の申請について

第1節 許可の申請手続きの流れ

<申請から許可に至るまでの手続きの流れ>



1 申請書等作成・申請に当たっての注意点

(1) 申請書の作成・申請について

- 許可申請書類の作成に当たっては、はじめに「第1章 建設業許可の制度について」、特に「第2節 建設業許可の基準（許可を受けるための要件）」をお読みください。その上で各種様式の記載要領及びこの手引きの記載例等をよくお読みのうえ、正確に記載、作成してください。
- 申請書類や添付資料に虚偽の記載をするなど、不正の手段により許可を受けた場合、建設業法第29条に基づく取消処分の対象となります。また、建設業法第50条に罰則について定められています。（6か月以下の懲役又は100万円以下の罰金）

(2) 他の建設業許可業者との許可要件の重複について

- 申請に当たって、常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者又は営業所技術者等が、すでに許可を受けている他の建設業許可業者の常勤役員等又は常勤役員等を直接補佐する者、営業所技術者等、建設業法施行令第3条に規定する使用人と重複している場合や、他で常勤している場合は許可できません。（P8 「常勤であるもの」とは」、P11 「営業所に常勤しているもの」とは 参照）事前にご確認ください。

(3) 申請事項に関わる変更について

- 般・特新規申請、業種追加申請、更新申請をする場合、前回の許可後、今回の申請までの間に、直前決算期まで決算変更届を提出していること、また、役員等、所在地、経営業務の管理体制、営業所技術者等などを変更した場合は、それらの変更届を提出していることが必要です。また、令和2年10月1日以降の最初の申請で、必要な社会保険に未加入の場合は、加入手続きの上申請してください。未加入の場合は、許可できません。

(4) 受付後について

- 個別に申請書を審査していく過程で、受付時審査で指摘のなかった補正や、内容に疑義が生じた場合、この手引きに記載のない資料等を求めることもありますのでご了承ください。
- 記入漏れや添付書類に不備があった場合、補正により許可までに時間がかかることがあり、結果として、許可基準を満たさない（満たすことを確認できない）場合には、拒否処分（不許可）となることがあります。（申請者の都合による取下げも可能。）
- 許可とならなかつた場合（申請者による取下げの場合も含む）でも、申請手数料は返却できません。

(5) 個人番号（マイナンバー）、健康保険の保険者番号及び被保険者記号・番号が記載された書類について

- 確認資料等として個人番号が記載された書類（住民税特別徴収税額決定通知書、所得税確定申告書等）や健康保険被保険者証を提出する際は、個人番号部分、保険者番号及び被保険者記号・番号部分を見えないようマスキングを施した状態で複写し、提出してください。

(6) 事前相談について

- ・ 次の申請をされる場合は、窓口へお越しいただく前に、**あらかじめ建設業課へご相談ください**。ご相談の際は、まずは、建設業課 建設業審査グループへ電話でご連絡をお願いします。

【電 話】 0 4 5 - 2 8 5 - 3 2 1 8 (建設業課 建設業審査グループ)

【時 間】 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時～午後4時

- ① 適正な経営体制として配置される常勤役員等(経營業務の管理責任者)を規則区分イ(2)、(3)(経營業務の管理責任者に準ずる地位)、又は規則区分ロ(1)、(2)(常勤役員+直接に補佐する者の体制)で新たに申請をされる場合
- ② **機械器具設置工事、土木一式工事、又は建築一式工事**の実務経験の証明が含まれる申請をされる場合
- ③ 許可を受けた地位の承継の認可(法第17条の2)を申請される場合

※「承継」は事前の認可が必要です。相談は承継予定日の4か月程度前をお願いします。(承継の認可申請についての詳細は、**P160参照**)

※ 事前相談は事前審査ではありませんので、申請書類を全て事前に確認することはできません。また、相談を受けた後の申請であっても、申請の結果、補正指示、拒否処分、取下げ等となる場合があります。

(7) 質問・お問合せ・その他ご相談について

ア 建設業課(建設業審査グループ)

- 建設業許可、申請書等作成等に係る質問・お問合せ等全般についての連絡先

【電 話】 0 4 5 - 2 8 5 - 3 2 1 8 (建設業課 建設業審査グループ)

【時 間】 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時～午後5時

イ 建設業許可相談コーナー

- 午前・午後共に対面と電話方式にて、神奈川県行政書士会の行政書士による相談を実施しています。

・ 場所 神奈川県住宅供給公社ビル5階建設業課内

・ 電話番号 045-285-3201(直通)

・ 開設日 毎日(年末年始・祝日・行政書士会が特に定めた日を除く)

・ 受付時間 午前9時30分から午後3時まで

・ 内容 申請書類等の記載方法等

※ 神奈川県発行の「[建設業許可申請の手引き](#)」に記載されている範囲に限り、大臣許可、経営事項審査手続きを除きます。

・ 相談時間 1回30分以内

・ 予約 不要です。

・ 相談料 無料です。

・ 詳しくは県ホームページをご覧ください。

【HP】<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u2h/cnt/f531856/p18112.html>

2 申請書類の提出・受付方法

次の2通りの方法で、申請書類の受付を行います。それぞれの受付方法につき、下記の詳細をお読みいただき、申請書類のご準備、ご提出をお願いいたします。

(1) 窓口での対面受付

(2) 電子申請による受付

【電話】 建設業課（建設業審査グループ） 045-285-3218

（電話対応：月～金（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後5時）

【HP】 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u2h/cnt/f531856/p18093.html>

※ 新規申請や実務経験の証明が含まれる申請は、(1) 窓口での対面受付をお勧めしています。

(1) 窓口での対面受付について

ア 場 所 神奈川県県土整備局事業管理部建設業課（建設業審査グループ）
【住所】 横浜市中区日本大通33番地 神奈川県住宅供給公社ビル5階
【電話】 045-285-3218

イ 受付時間 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

種 別	窓口対面受付時間
新規（業種追加、般・特新規、許可換え新規含む）、更新	午前9時～午後3時

※ 窓口にて受付時審査を行い、收受印を押印後、新規の申請書以外の副本についてはその場でお返しします。（新規の申請書副本は、許可通知書と同封し後日申請者へ送付します。）

ウ 窓口での対面受付の際に提示が必要な書類

窓口での対面受付を効率よく行うため、申請の種別ごとに次の書類をあらかじめご用意いただき持参してください。

申請種別	窓口で提示が必要な書類
① 新規 許可換え 新規申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直前決算の法人税又は所得税の確定申告書（確定申告書に添付された決算報告書を含む。）の控え（電子申告した場合は、申告した電子申告書と添付書類を紙に出力したもの及び税務署から送信された申告書の受信通知(メール詳細等)を紙に出力したもの）（特定建設業の許可を受けようとする場合又は一般建設業の許可を受けようとする場合で財産的基礎を直前決算の純資産合計額500万円以上で証明する場合は、確認資料に綴じこみ） ・ 法人番号指定通知書（原本又は写し）もしくは、国税庁法人番号公表サイト（https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/）より、自社の情報を印刷したもの ※ 個人事業の場合は不要です。
② 般・特新規 業種追加申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在有効な許可申請書、別綴じした閲覧対象外法定書類、変更届出書の副本 ・ 直前決算の決算変更届の副本 <p><特定建設業の許可を受けようとする場合又は一般建設業の許可を受けようとする場合で財産的基礎を直前決算の純資産合計額500万円以上で証明する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直前決算の法人税又は所得税の確定申告書（確定申告書に添付された決算報告書を含む。）の控え、電子申告した場合は、申告した電子申告書と添付書類を紙に出力したもの及び税務署から送信された申告書の受信通知(メール詳細等)を紙に出力したもの（確認資料に綴じこみ）
③ 更新申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在有効な許可申請書、別綴じした閲覧対象外法定書類、変更届出書の副本 ・ 直前決算の決算変更届の副本 <p><特定建設業の更新申請をする場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直前決算の法人税又は所得税の確定申告書（確定申告書に添付された決算報告書を含む。）の控え（原本又は写し）、電子申告した場合は、申告した電子申告書と添付書類を紙に出力したもの及び税務署から送信された申告書の受信通知(メール詳細等)を紙に出力したもの（確認資料に綴じこみ）

建設業課（建設業審査グループ）周辺地図
〒231-0021 横浜市中区日本大通33番地
神奈川県住宅供給公社ビル5階
【電話】045-285-3218



©神奈川県住宅供給公社

（2）電子申請による受付について

令和5年1月より、建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP：Japan Construction Industry electronic application Portal）（以下、「電子申請システム」とします。）を利用いただき、電子申請による受付も行っています。

電子申請システムの詳細については、神奈川県建設業課のホームページのご案内をご覧ください。

【HP】 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u2h/cnt/f531856/densi.html>

《メモ用ページ》

3 許可申請の区分

申請区分		説	明
1	新規	現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が許可を申請する場合	
2	許可換え新規	<ul style="list-style-type: none"> 他都道府県知事許可を受けている者が神奈川県知事許可を申請する場合 国土交通大臣許可を受けている者が神奈川県知事許可を申請する場合 ※ 許可換新規申請では、許可になると従前の行政庁の許可は失効します。	
3	般・特新規	<ul style="list-style-type: none"> 一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合 例1) 建（一般）、大（一般）→ 建（特定）、大（特定）に切り替え 例2) 建（一般）、大（一般）に、新たに管（特定）を加える場合	
		<ul style="list-style-type: none"> 特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合（財産的要件が欠落した場合など） 例3) 建（特定）、大（特定）→ 建（一般）、大（一般）に切り替え 例4) 建（特定）、大（特定）に、新たに管（一般）を加える場合	
4	業種追加	<ul style="list-style-type: none"> 一般建設業の許可を受けている者が他の一般建設業の許可を申請する場合 特定建設業の許可を受けている者が他の特定建設業の許可を申請する場合 例5) 建（一般）、大（一般）に、管（一般）を加える場合 例6) 建（特定）、大（特定）に、管（特定）を加える場合	
		※ 既に一般と特定の両方の許可を受けている者については、その後の他の特定や一般の許可の申請は、既に受けている特定や一般の「業種追加」になります。（既に受けている許可を一般⇔特定にする申請についても同じ。（例9、例10）） 例7) 建（一般）、大（一般）、管（特定）に、舗（一般）を加える場合 例8) 建（一般）、大（一般）、管（特定）に、舗（特定）を加える場合 例9) 建（特定）、大（一般）→ 建（特定）、大（特定）に切り替え 例10) 建（特定）、大（一般）→ 建（一般）、大（一般）に切り替え	
5	更新 (許可の一本化含む)	既に許可を受けている建設業を引き続き、そのままの要件で続けて申請する場合	
6	般・特新規＋業種追加	3と4を同時に申請する場合	許可の有効期間が満了する日の3か月前までに行ってください。（この期日を経過した場合は、それぞれの申請区分にしたがって別々に申請してください。）
7	般・特新規＋更新	3と5を同時に申請する場合	
8	業種追加＋更新	4と5を同時に申請する場合	
9	般・特新規＋業種追加＋更新	3と4と5を同時に申請する場合	

(1) 組織変更等があった場合の申請区分について

- 許可を受けている者が法人であり、組織変更（特例有限会社から株式会社へ変更など）した場合は、許可の取り直しではなく、変更届の提出が必要です。

株式会社、特例有限会社、持分会社（合資会社、合名会社、合同会社）間の組織変更 等



変更届の提出

- 次の場合は既に受けている許可を廃業し、新規の許可申請が必要です。
 - ① 許可を受けている者が個人事業主である場合、その事業主の引退や死亡などにより事業主の子が許可を受けようとする場合 ※事前の承継（譲渡）認可申請、又は30日以内の相続認可申請を行わない場合
 - ② 個人から法人成りした場合 ※事前の承継（譲渡）認可申請を行わなかった場合
 ※ 承継（事業承継、相続）の認可申請については、P160を参照してください。

(2) 特定建設業の営業所技術者が不在となり、一般建設業の営業所技術者に交替する場合の手続き

特定建設業の営業所技術者が不在となり、一般建設業の営業所技術者に交替する場合は、当該業種の一般建設業の許可申請が必要です。この場合、**特定建設業の営業所技術者を欠いた後に**、一般建設業の許可を取得する場合は、当該建設業の廃業届を提出した上で、新規申請を行う必要があります。

●特定建設業の営業所技術者を欠いた後に一般建設業の許可を取得する場合

①許可を受けている建設業の一部の場合

当該建設業の廃業届 ⇒ 「般・特新規」又は「業種追加」の許可申請

②許可を受けている建設業の全部の場合

特定建設業全部の廃業届 ⇒ 新規許可申請

4 許可申請手数料

(1) 許可申請手数料の金額について

原則、窓口キャッシュレス端末にて支払い（支払後の納付済証を許可申請書別紙三の所定欄に貼付）

申請区分 \ 許可区分	一般又は特定的一方のみを申請する場合	一般と特定の両方を申請する場合
1 新規	9万円	18万円
2 許可換え新規	9万円	18万円
3 般・特新規	9万円	—
4 業種追加	5万円	10万円
5 更新	5万円	10万円
6 般・特新規+業種追加	—	14万円
7 般・特新規+更新	—	14万円（注1）
8 業種追加+更新	10万円	※（注2）
9 般・特新規+業種追加+更新	—	19万円

※ 申請区分の説明は、前頁を参照してください。

※（注1）般・特新規の申請内容により更新が不要になる場合があります。事前に建設業課建設業審査グループまでお問合せください。

※（注2）一般又は特定的一方のみ業種追加 + 一般と特定の両方更新・・・15万円
 一般と特定の両方を業種追加 + 一般又は特定的一方のみを更新・・・15万円
 一般と特定の両方を業種追加 + 一般と特定の両方更新・・・20万円

一度納入された手数料は、許可申請の審査に対するものですので、許可とならなかった場合でも（申請者の都合による取下げの場合も含む）、返還できません。

(2) 窓口キャッシュレスについて

建設業許可の各窓口にキャッシュレス決済端末を設置していますので、窓口で申請と同時にキャッシュレス決済により手数料をお支払いください。

各窓口では現金のお取り扱いはできませんので、あらかじめキャッシュレス決済手段のご準備をお願いします。

また、**建設業課窓口及び閲覧所では電子マネー等のチャージはできません。**チャージ式の電子マネーでのお支払いをご希望される方は、あらかじめ残額を確認いただき、必要額のチャージをお願いします。

●利用可能な決済方法

支払方法	主な決済ブランド
クレジットカード	VISA、MasterCard、JCB、AmericanExpress、DinersClub、DISCOVER
2次元バーコード決済	PayPay、auPAY、d払い、メルペイ
電子マネー	交通系IC (Suica、PASMO、TOICA、manaca、ICOCA、nimoca、SUGOCA、はやかけん、Kitaca)、楽天Edy

※ **チャージ上限額や利用上限額のある決済ブランドについては、その上限額を超える手数料金額の申請ではご利用になれません。**

(3) 窓口キャッシュレスに関するよくあるお問い合わせ

Q 1. 電子マネーの残高が足りない場合、チャージはできますか。

A 1. 建設業課窓口では電子マネーのチャージはできません。残高不足が生じないように、あらかじめ残高をご確認ください。

Q 2. クレジットカードで支払う場合、支払い回数は選べますか。

A 2. 一括払いのみです。

Q 3. 複数の決済ブランドを組み合わせて支払えますか。

A 3. 決済方法の組み合わせはできません。いずれか一つのブランドを選んでください。

Q 4. キャッシュレス手段は必ず用意する必要がありますか。

A 4. キャッシュレスでのお支払いを原則としており、窓口での現金の取扱いはいたしません。なお、キャッシュレスでのお支払いが困難な方には納付書を交付しますので、金融機関やコンビニエンスストア、一部のスーパーやドラッグストアなどで、現金にてお支払いいただくことも可能です。その場合、支払後に再度窓口に来ていただく必要があります。

Q 5. キャッシュレス決済の場合、レシート（利用明細書）を発行してもらえますか。

A 5. 建設業課窓口でキャッシュレス決済をした際には、その場で県が発行する手数料名などが入った「レシート（利用明細書）」とキャッシュレス決済代行業者が発行する「クレジットカード等利用明細」の2種類の明細を発行します。

Q 6. キャッシュレスで支払いをした手数料等について法人税の申告を行う場合、レシート（利用明細書）を根拠資料とし、経費として申告することはできますか。

A 6. 建設業課窓口で県が発行するレシート（利用明細書）はインボイス制度にも対応しており、レシート（利用明細書）を根拠書類とし、経費として国税等に申告することが可能です。

●その他窓口キャッシュレスに関する情報は、県ホームページをご覧ください。

【HP】 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f8r/shoushi/cashless.html>

5 更新申請の受付期間

建設業の許可は、許可のあった日から5年目の対応する日の前日をもって満了します。（許可通知書で確認してください。）有効期間の末日が、土曜日・日曜日・祝日等の行政庁の休日に当たる場合も同様であり休日の翌日が満了日にはなりません。

更新申請をする場合は、許可の有効期間の満了の日の**3か月前から30日前まで**に申請してください。

更新申請をせずに有効期間が満了した場合は、その業種の許可はなくなりますので、いかなる場合であっても更新はできません。必要な場合は新規に取り直すこととなります。

更新申請をした後に有効期間が満了の日を迎えた場合、許可又は不許可処分がされるまでは引き続き従前の許可が有効です。

6 許可の有効期間の調整（一本化）

（1）許可の更新時における有効期間の調整

業種追加を行ったこと等により、同一業者が複数の許可を受けている（許可日が複数ある）場合、先に有効期間の満了を迎える許可の更新を申請する際に、有効期間が残っている他の建設業の許可についても同時に許可の更新申請をすることができます。この場合、先に有効期間の満了する許可にあわせて許可日は同一となります。

（2）業種追加、般・特新規の申請時における有効期間の調整

既に許可を受けた業者が、更に他の建設業について追加（般・特新規を含む）して許可の申請をする場合、有効期間が残っている従来の建設業の許可についても同時に許可の更新申請をすることができます。この場合、追加する許可にあわせて許可日は同一となります。

ただし、この場合、追加する許可と同時に更新を申請することができる従来の許可の有効期間は、原則として3か月以上残っていることを必要とします。

新規以外の申請の場合、前回の許可後、今回の申請までの間に、役員等、所在地、常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者、営業所技術者等、健康保険等の加入状況などを変更した場合は、それらの変更届を提出していることが必要です。また、併せて直前決算期まで決算変更届を提出していることが必要です。窓口へ提出される場合には、それらの副本（写し可）を受付窓口で提示してください。

7 審査と許可～標準的な処理期間

許可申請書類は、受付時に窓口等で主として書類が整っているか審査（**形式審査**）をし、受付後、本審査（**実質審査**）を行います。

本審査に際して、個別に審査していく過程で、受付で指摘のなかった補正や、内容に疑義が生じた場合、この手引きに記載のない資料等を求めることもありますので、ご了承ください。

また、記入漏れや添付書類に不備があった場合、補正により許可までに時間がかかることがあり、結果として、許可基準を満たさない（満たすことを確認できない）場合には、許可の拒否処分となることがあります。（申請者の都合による取下げも可能。）

許可とならなかった場合（申請者の都合による取下げの場合も含む）でも、申請手数料は返却できません。

許可要件を満たしており、書類に不備がない場合は許可となります。

●標準的な処理期間

新規申請（許可換え新規申請を含む）、般・特新規申請、業種追加申請の許可については、申請書受付後おおむね50日、更新申請の許可については、申請書受付後おおむね35日の期間を要します。（補正がある場合はこの限りではありません。）

8 許可通知書等の送付

ア 許可になった場合、許可通知書及び許可申請書副本（許可番号、許可年月日等を記載したもの）を申請者（主たる営業所）あて郵送（簡易書留）いたします（電子申請で電子データを希望する場合は、電子通知書をシステム上で送付いたします。）。

なお、更新申請の場合は、受付時に窓口にて申請書副本をお返しするため、許可通知書のみ申請者あて郵送（普通郵便）いたします。（いずれも営業所の所在確認を兼ねているため、窓口交付は行いません。）

イ 許可通知書は、再交付いたしません。万一紛失等の場合、建設業許可証明書の発行を有料で行っています。（**P177参照**）

また、変更届については、変更後の内容での通知書は交付いたしません。変更後の許可の状況を書面で証する必要がある場合も建設業許可証明書をご利用ください。

ウ 副本の保管について

副本は、以降の申請や届出の際に窓口で提示をお願いしています。許可の内容を証明する書類にもなり得ることから、紛失等にご注意ください。（法定の保管年限等はありません。）

9 許可申請の取下げ

許可の申請をしたが、申請者の都合によりその申請の取下げをしようとする場合は、「許可申請の取下げ願」を建設業課建設業審査グループへ提出してください。取下げ願いを提出されますと申請書類をお返ししますが、許可申請手数料は還付できません。

【取下げ願 書式 A4縦】

		令和 年 月 日
神奈川県知事 殿		
		住 所 商号又は名称 代表者氏名
一般 特定	建設業の許可申請の取下げ願	
令和 年 月 日	付	一般 特定
建設業の許可申請をしましたが、次の理由により許可の取下げをいたします。		
取下げ理由		